

産業厚生常任委員会会議録

[平成26年 2月27日開催]

南あわじ市議会

産業厚生常任委員会会議録

日 時 平成26年 2月27日
午前 9時58分 開会
午前11時04分 閉会
場 所 南あわじ市議会委員会室

1. 出席委員、欠席委員、事務局出席職員及び説明のために出席した者の職氏名

出席委員（8名）

委 員	長	印 部	久 信
副 委 員	長	谷 口	博 文
委 員		吉 田	良 子
委 員		柏 木	剛
委 員		木 場	徹
委 員		原 口	育 大
委 員		阿 部	計 一
委 員		川 上	命
議 長		小 島	一

欠席委員（なし）

事務局出席職員職氏名

局 長	高 川	欣 士
課 長	垣	光 弘
書 記	小 川	浩 子
書 記	斉 藤	浩 平

説明のために出席した者の職氏名

副 市 長	川 野	四 朗
市 民 生 活 部 長	小 坂	利 夫
市民生活部次長兼生活環境課長	高 木	勝 啓

Ⅱ. 会議に付した事件

1. 付託案件…………… 3

- ① 議案第33号 洲本市・南あわじ市衛生事務組合理約の一部変更について

Ⅲ. 会議録

産業厚生常任委員会

平成26年 2月27日(木)

(開会 午前 9時58分)

(閉会 午前11時04分)

○印部久信委員長 おはようございます。

きょうは、天気の悪いところ、御出席をいただきましてありがとうございます。

ただいまから、付託案件についての審査を行いたいと思いますので、よろしく願いをいたします。

執行部、挨拶、何かありますか。

副市長。

○副市長(川野四朗) おはようございます。

一昨日から、3月の定例議会が始まっておるわけでございますが、皆さん方に御精励をいただいておりますこと、厚く御礼を申し上げたいと思います。

我々のほう少し調整不足で、今回このように、本会議のあとで急遽委員会をもっていただかなければならんようなことになりました。おわびを申し上げたいと思います。また、そういう点で御協力をいただきましたことも、厚く御礼を申し上げたいというふうに思います。

どうか、慎重御審議をしていただき、適切妥当な結論をいただきますようお願いを申し上げます。御挨拶にさせていただきます。

どうもありがとうございます。

1. 付託案件

① 議案第33号 洲本市・南あわじ市衛生事務組合同規約の一部変更について

○印部久信委員長 それでは、ただいまから第53回定例会において当委員会に付託された議案のうち、議案第33号、洲本市・南あわじ市衛生事務組合同規約の一部変更について、審査を行います。

議案の審査に当たり、提案理由の説明についてお諮りをいたします。

付託案件については、本会議において説明を受けておりますので、質疑から行いたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○印部久信委員長 異議がございませんので、提案理由の説明は省力いたします。

議案第33号、洲本市・南あわじ市衛生事務組合規約の一部変更についてを議題とします。

これより質疑を行います。

質疑ございませんか。

柏木委員。

○柏木 剛委員 内容的には、ざっと見ましたけども特に異議はありません。単純な質問だけさせてもらいます。

まず、第7条のほうの、組合議会議員のうちから、組合の議会において選挙するんですけども、組合議員というのは何人ぐらいでどんな構成ですか。

○印部久信委員長 市民生活部次長。

○市民生活部次長（高木勝啓） 構成市であります洲本市・南あわじ市、各5名の議員さん方に審議をいただいております。

○印部久信委員長 柏木委員。

○柏木 剛委員 この中で選挙すると、選挙で選ぶと、そういうことですね。

○印部久信委員長 市民生活部次長。

○市民生活部次長（高木勝啓） 10名の議員さんで構成しておりますので、洲本市5名、南あわじ市5名の議員の皆様方に、議員として参画していただいております。

○印部久信委員長 柏木委員。

○柏木 剛委員 これ、いつ選挙があつて、もう終わったんですか、まだこれからですか。

○印部久信委員長 市民生活部次長。

○市民生活部次長（高木勝啓） 選挙と申しますのは、議員構成の変更のときが主でございます。また、監査委員さんの変更によりまして、監査委員さんの専任の審議もさせていただきます。次の選挙は、洲本市の、今、選挙が予定されておりますので、次期

のやまなみ議会は4月23日か24日で調整をしておりますので、そのときにはまた選挙というようなことで、互選で議長、副議長の選任ということになっております。

○印部久信委員長 ほかに、何か質疑ございませんか。
 吉田委員。

○吉田良子委員 11条、組合経費をどうするか、関係2市でということ、今回はその分担金については均等割にするというふうに書かれております。以前は、人口割であったわけですがけれども、今回南あわじ市の西淡・三原・南淡の分がいくということ、均等割という考え方になったんだと思うんですけども、人口も若干違うと思いますけれども、そこら辺は、どういうふうな考え方で均等割というふうになったんでしょうか。

○印部久信委員長 市民生活部次長。

○市民生活部次長（高木勝啓） 均等割というのは、まず当分の間ということ、協議をしております、まず人口比につきましては、南あわじ市のほうが多いということになっております。またごみの排出量につきましては、洲本市のほうが多いということ、それは年々変わることですので、まずこのたびの協議におきましては、お互いごみの減量化を図りまして、その当分の間ということ、均等割と決めさせていただいております。

○印部久信委員長 吉田委員。

○吉田良子委員 具体的に、人口とごみの量というのは、今わかるんですか。

○印部久信委員長 市民生活部次長。

○市民生活部次長（高木勝啓） まず、ごみの量はおおむねの数字になりますけれども、洲本市・南あわじ市で約3万トンでございます。洲本市が1万6,000トン、南あわじ市が1万4,000トンということで、南あわじ市のほうが約47%、残る洲本市が53%ということ、人口比につきましては、現在の国調の人口比でございますけれども、平成22年度国調の人口比で、南あわじ市51.33%、洲本市で48.67%でございます。

○印部久信委員長 吉田委員。

○吉田良子委員 そして、今言われた当分の間、均等割でいくという話ですけど、当分の間というのはどれぐらいを想定してるんですか。

○印部久信委員長 市民生活部次長。

○市民生活部次長（高木勝啓） この、当分の間ということにつきましては、明記しておりませんが、まず私どもの考え方では2年、3年先というような形で、双方ごみの減量化を図って、行く行くはごみの均量制も導入するというようなことで、お話を進めております。

○印部久信委員長 吉田委員。

○吉田良子委員 そうしますと、2年、3年というのは、申し合わせで文章を交わすとか、そういうところまで話をしてるんですか。

○印部久信委員長 市民生活部次長。

○市民生活部次長（高木勝啓） 2年、3年というのは、これはごみの減量化を、統合当時、目標を日量両市で100トンというような目安で話を進めております。今のところ、両市で大体1日120トン弱という数字になっておりますので、それを2、3年かけて、減量化に双方努力していくというような目標がございますので、その達成度合いを見て、その時期を定めたいと思っております。

○印部久信委員長 吉田委員。

○吉田良子委員 今の答弁を聞いてると、2年か3年後はごみの量で分担金を決めるというふうな意味合いに取れるんですけど、そう理解してよろしいのでしょうか。

○印部久信委員長 市民生活部次長。

○市民生活部次長（高木勝啓） この分につきましては、ごみの従量制を導入ということでございますので、いろいろな負担区分、それも協議を合わせてしていかならないものと考えておまして、例えば人口割であったり、均等割であったり、ごみの従量割であったり、その比率も合わせながら協議していきたいと考えております。

○印部久信委員長 吉田委員。

○吉田良子委員 人口については、お互い洲本市も南あわじ市も減少傾向にあつて、お互い人口増を目指している中では、ちょっと厳しい状況が今ありますけれども、やはり南あわじ市はごみの減量化でリサイクル、かなり市民の方の協力も得て頑張ってるので、今回はこれでいったとしても、将来的にはやはりごみの量で分担金を決めるということで市民のほうにも啓発できるし、お金の使い方も適正になってくるんじゃないかと思うんですけど。

○印部久信委員長 市民生活部次長。

○市民生活部次長（高木勝啓） 本当に、皆様方に協力していただかないと、ごみの減量化というのは図れませんので、やはりごみが減ったら、それだけ市にメリットがあるということをPRしていかなければならないものでございますから、そういうごみの従量制ですか、それをいち早く導入したいと私どもは考えております。

○印部久信委員長 吉田委員。

○吉田良子委員 それと、繰り返しになりますけど、やはり文書できっちりと交わしておくほうが、2年、3年先いいのではないかと思うんですけど。

○印部久信委員長 市民生活部次長。

○市民生活部次長（高木勝啓） 例えば、2年、3年という期間は、やはり調整段階では決めかねておりますので、やはり両市の協議というのは今後まだ続いていく項目もございます。ですから、南あわじ市の状況なり取り組みなりを、十分洲本市のほうにもわかっていただくような努力はただいましておるところでございます。

○印部久信委員長 吉田委員。

○吉田良子委員 この問題については、組合議会の議員さんに頑張ってもらって、将来的にはごみの量で分担金を決めるという方向で、ぜひ頑張ってもらいたいということをお願いして終わります。

○印部久信委員長 ほかに質疑ございませんか。
原口委員。

○原口育大委員 今のに関連しますけども、今、規約で均等割とするということ言い切ってしまったんで、例えばこれを、将来のことも含めて、従量制に移行するようになるとかいうことも含めて書いたらどうですか。

○印部久信委員長 市民生活部次長。

○市民生活部次長（高木勝啓） これは、両市の協議の結果ということなんですけど、やはり年数を定めるに至っておりませんので、それはやはり継続協議ということで御理解いただきたいと思います。

○印部久信委員長 原口委員。

○原口育大委員 それは、どこかで担保されとるんですか、文書か何かで。

○印部久信委員長 市民生活部次長。

○市民生活部次長（高木勝啓） これは、実際この規約改正につきましては、一番重要な部分でございました。事務局、あるいはまた担当課長同士で話しても、なかなか前に進まなかったような状況でございます。最終的には、この均等割というのも従量制の導入を含めながら、まず今回の施設統合にあたって、均等割でしようではないかというようなことで、市長同士の話で決めたことでございます。ただ、その協議の中にも、従量制の導入というような内容も含めておりますので、今後そういう方向でもって協議を進めたいと考えております。

○印部久信委員長 原口委員。

○原口育大委員 ということは、後日その市長同士の協議のときのメモであったり、議事録であったり、何らかの形では確認できるということですね。

○印部久信委員長 市民生活部次長。

○市民生活部次長（高木勝啓） これは、やまなみ議会の協議の中でも、実際各議員さ

ん方質問なりさせていただいた事項でもございますし、私どものほうの協議録でもって、そういうような意向を反映していただきたいということの会議録等が、私ども残しております。

○印部久信委員長 原口委員。

○原口育大委員 両市それぞれ、燃えるごみ以外も含めて分別をしようと思うんですけども、当然分別を細かくしたほうが、燃えるごみは減るというのは当然やと思うんですけどね。でも、今のままやと、この際両方分別の努力というのが、してもしなくても均等割ということで、なかなかその努力に対する意欲がわかへんというふうに思う。今現状、両市それぞれ分別は何種類やって、そのごみの袋とかの料金とか、そういうものを比較するとどういふふうな状況になりますか。

○印部久信委員長 市民生活部次長。

○市民生活部次長（高木勝啓） まず、ごみの袋なんですけれど、これ今詳しい資料を持ち合わせておりません。ただ、洲本市が10枚入りをセットにして販売しております。南あわじ市は、20枚入りをセットにして販売しております。南あわじ市のごみ袋は、結果から申し上げまして、3市の中で一番安いです。それと、先ほど言いましたように、分別しても意味がないというようなお言葉でございましたけれども、今、実際今の状況で、ごみ1トン焼却するのに、1トン当たり1万6,000円ぐらいの経費がかかっております。残念ながら、焼却しているごみの中で、紙というのが約40%以上あります。紙を全部分別するのは難しいことなんですけれども、紙はまず全て、汚さないぬらさない限り全部お金に変わっていきます。私どもの近々の方向性としてはまず紙類、40%以上ある紙類を皆様方に分別していただき、私どもはその受け皿を整備しつつ売却価格に変えていって、まずごみの減量化とそういう経費削減に努めたいと考えております。

○印部久信委員長 原口委員。

○原口育大委員 プラスチックについては、今、両市同じようなことになってますか。

○印部久信委員長 市民生活部次長。

○市民生活部次長（高木勝啓） 廃プラスチックを分別したのは、中央リサイクルセンターを操業して、南あわじ市は容器リサイクル協会と契約いたしまして、民間の処分経費

と比較しますと、約5%ぐらいの安価で引き取っておりまして、そのまた資源になった価値を容器リサイクル協会からお金をいただいております。ほとんど無料で廃プラは処理されとるわけなんですけれども、その廃プラをまず分別したところで、その分別を導入しただけで、100トン以上の可燃ごみが減量化されております。洲本市のほうは、今、廃プラのほうの分別を進めていこうというような方向で取り組んでおると考えておるんですけれども、ただ容器リサイクル協会と契約するとなりますと、圧縮してこん包せんなんと。ちゃんと手選別いたしまして、圧縮してこん包して、それを引き取っていただくという手間がありますので、その辺の手法については、まだ洲本市からの連絡は入っておりません。ただ、分別品目としては加えたいというような意見があります。

○印部久信委員長 原口委員。

○原口育大委員 今、説明あったように、燃やすごみの量を減すのには、やっぱり紙と廃プラが一番大きいのかなと思うんですけど、減らすためには、何を分別するのが効果的なんですか。

○印部久信委員長 市民生活部次長。

○市民生活部次長（高木勝啓） まず、廃プラなんですけれども、パッケージがあります。パッケージの外側、昔セロハンと言われてたんですけど、あれはもう全て廃プラになります。例えばお菓子の箱、たばこの箱、これを全て燃やしますと、まず10グラムから20グラム程度の可燃ごみになりますけれども、例えばチョコレートの箱でしたら、銀紙だけが燃やすごみ、あとは廃プラと雑紙といって紙の資源になりますので、まず燃やすごみは10%。ただその受け皿を、やはり私たちは今後もう少し効率がよくなるような施策を打っていかねばならないと考えております。

○印部久信委員長 原口委員。

○原口育大委員 だから、その辺の努力が、今、両市でかなり差があると思ってるんです。それをいきなり、いきなりというか、均等割のままで認めてしまうと、その努力がますますされなくなるん違うかなというふうな気がするんですけども、そこはやっぱりかなり強行に主張しないと、10%も違うようなものが、それは分別せんかったら、向こうは市民も楽やし、市としての経費もかなりその部分は圧縮されるわけで、その売ったから入ってくるお金と出ていく経費と比べたら、恐らく分別によって出てる経費のほうが大きいと思うんですよね。そういうところは、ちょっと向こうが大変努力不足やなというふう

に思うんですけど。

○印部久信委員長 市民生活部次長。

○市民生活部次長（高木勝啓） 実は、一般廃棄物の実態調査という数字が2年先ぐら
いに出るんですけども、その数値の動向を見ると、やはり格段の違いがあります。これ
は、全国に公表されておる統計資料です。その中で、洲本市と自分らが、今、兵庫県でど
れぐらいのランクづけにあるか、全国でどれぐらいのランクづけにあるか、それをやっぱ
り双方認識しながら、競争でもってごみの減量化を図っていかなければならないと考
えておりますので、この間平成23年度の実態調査、それはやはり説明して、今の南あわじ市
の立ち位置と、洲本市の立ち位置をよく御確認ください。別に洲本市の批判をするわけ
ではございませんけれども、同じ施設で、同じような処分をすることですから、当然の意
見として申し上げてきたところでございます。

○印部久信委員長 原口委員。

○原口育大委員 廃プラについては、ある意味燃焼させても、カロリーからいうと補助
燃料になるん違うかというような見方もあるような気がするんですけど、それはいいです
か。

○印部久信委員長 市民生活部次長。

○市民生活部次長（高木勝啓） まず、廃プラの用途なんですけれど、いろいろな使い
道がございます。一番粗雑といたら何なんですけれども、固形燃料の原料として使われ
ておりますけれども、固形燃料、つまり化石燃料と同じぐらいの熱量があるというよう
なことで、固形燃料にしますと非常に価値がある。ただ、清掃センター、つまりごみの焼却
場で燃やしますと、そういうものは温度が急に上がる物質でございます。ごみの焼却場は、
燃えたらええというもんじゃなしに、反対に冷却しながら温度800度以上にならないよ
うな調整、800度以上を越すような調整、ですから800度から900度を安定させる
ために、また経費がかかっておるわけですから、必ず廃プラスチックはその施設のため
にある燃料ではございませんので、あくまでも有価物としての取り扱いでございますので、
その辺の認識を高めていきたいと考えております。

○印部久信委員長 原口委員。

○原口育大委員 確かにそうやと思いますので、それはぜひやってほしい。

あと、この規約で定めてる分というのは、そこの運営に関しても規約やと思うんですけど、利用者からしたら営業時間であったり、その利用料金であったり、職員にしたら勤務時間であったり、いろいろ別に定めると思うんですけど、それは要綱か規則か、これは規約となつとるんですね。そういうものは、どんなふうになつとるんですか。

○印部久信委員長 市民生活部次長。

○市民生活部次長（高木勝啓） まず、持ち込みごみによる手数料でございますけれども、これは寺内の清掃センターと同じ単価で扱っております。それともう一つ、搬入の時間なんですけれども、これも同じ時間で、9時から4時でしたか、その搬入時間は変わりません。ただ、今やまなみ苑では、お昼休みをとっております。12時から1時まで料金所を閉鎖しとったんですけれども、これは行政サービスの向上につながらないというようなことで、お昼休みももちろん操業していただくと。それと、あと土曜日と祭日なんですけれども、終わりが11時45分かいう、中途半端な時間でございますので、これを正午に改正させていただいております。

○印部久信委員長 原口委員。

○原口育大委員 そしたら、寺内で今までバイオマスの関連で、玉ネギの薄皮を特例で焼かしてもらったと思うんですけども、これはどれぐらいの量を焼いとったんですか。

○印部久信委員長 市民生活部次長。

○市民生活部次長（高木勝啓） 俗に言う玉ネギの表皮、鬼皮とおっしゃるらしいんですけども、その分については、農協の契約のみを引き受けておりました。その量は、週に1回、1トンというようなことで、JAさんと契約しておりました。急に施設が変わって不便にならないように、その契約はやまなみ苑においても、期間を定めた形で受け入れるというようなことで協議しております。

○印部久信委員長 原口委員。

○原口育大委員 そうすると、うっすらと記憶しとんのは、農協がバイオマスの倭文の施設で燃やしてる薄皮の量と、寺内へ持ち込んでも量とほとんど変わらんとか、寺内のほうが多いぐらいやったと思うんですけども、それが何年かとかいうか、しばらく先に扱

えなくなったときに、農協が困ることはないんですか。

○印部久信委員長 市民生活部次長。

○市民生活部次長（高木勝啓） この施設統合が進み出したおりに、JAさんとも協議しておりまして、何とか期間は定めても、できるだけ長い間とっていただきたいというような意向でございましたけれども、ただ契約によるといえども、そこだけ長くとってあげるわけにはいきませんので、これは農業振興とも協議いたしまして、定めた期間内に、市内のそういう玉ネギ残渣は適切に処理できるような方向を見出していこうというような考えでございます。

○印部久信委員長 よろしいですか。

ほかに質疑。

川上委員。

○川上 命委員 いろいろと、内容的なことは、大分吉田委員と原口委員が聞いていただいたんですけど、今回前回のやまなみ議会で、かなりけんけんがくがくとなった中で、人事交流はつきりしていいと思うんですけど、しかし私はいつもあそこへ2回ほど個人的にある程度注意しに行ったんですけど、業者の話を見ると、南あわじ市と洲本市とのごみの分別施設とかいろいろな面で、技術面では非常に向こうが落ちると。それで対応も悪いということを皆言われるんです。そういった中で、人事交流の中で、管理者とかいうのは議会もくるくる変わるわけですけど、ただ心配なのは現場主任は変わらんでしょう、現場監督は。洲本市ずっとやりよるでしょう、どうですか。

○印部久信委員長 市民生活部次長。

○市民生活部次長（高木勝啓） まず、一番最初の御質問で、改善を図れる点は、ごみの搬入口にまず人を置くことと、あと破砕機、長いもの、大きなものを細かく砕く設備に人員を配備しております。そのことによって、ごみの搬入されるものが適切であるかどうかの検査が行えるというようなことが1つです。

それと、あとのほうの質問ですけれども、まず、今、やまなみ苑の事務所に管理職を置いていただきたいというようなことで、これはもうちゃんとその方向で進んでおりますけれども、洲本市さんのほうから提案したいというようなことでございましたけれども、まだその人員配備については決まっております。

それと、あと係長につきましては、従来どおりの係長でございますけれども、やはり今

後の統合した時点から、先の課題もまだ残されておりますので、それはまだ協議を深めながら改善をしていかなければならない点が多々あると思いますので、その辺につきましては、より一層努力を重ねていきたいと考えております。

○印部久信委員長 川上委員。

○川上 命委員 私の言いよんのはね、その現場監督の山田、これは変わらんでしょうが、ずっとやるんでしょう、これ。これがね、業者に対してでも普通窓口でも、非常に現場でいろいろな職業を使うこと、現場のごみの処理、ごみがたまっとんのにもう時間がきたらおくとか、そのままほっとしておくとか、そういった落ち度があるわけやな、指導者としての。これがずっとやるとる以上は、洲本のやまなみ苑のごみの処理がマイナス面になっていくと思うの。これは十分協議しよんのかいの、これ。もう言い切り放題にほってあるん違うんかな、どないですか。

○印部久信委員長 市民生活部次長。

○市民生活部次長（高木勝啓） 私も川上委員と同じ考え方をしております、常々その改善を申し上げております。それと、先ほど申されとった方はプロパーでございますので、そこで単独で、その特別自治体で雇用された人でありますので、その方は異動できないのが現実でございます。ただ、私の申し上げたいのは、人が変わらないという現実でございますので、その人の考え方を考えてもらわなならんと、そのように考えております。

○印部久信委員長 川上委員。

○川上 命委員 いつも次長はそういった答弁するねんけど、一つも現場へ行ってその人らに伝わとらんとと思うねん。いつまでも同じや。この間の議会でも、自分の担当じゃないから答えがでけへんと、事務所おりていかなんだらわからんと、ああいうていたらくな、はっきり言うたら責任者よ。ということは、現場でもでたらめということになってくるねん。自分の持ち場のことを問われて、議会に答弁でけへん。それで中断したり、それで事務所へ行って誰に聞くんですか、事務所誰もおらへんでしょうが、下に。自分が偉いの。何のために中断して、事務所へ聞きに行くのよ、そんな面倒いことをして。ということは、常日ごろの職員の指導もできとらんということや。私2回言っとるのよな、それから一つも改善しとらん。私は、これから抜き打ちにでも一遍見に行って、何しようかと思うねんけど、どうですか、あれ一遍変えたらどないですか。

○印部久信委員長 市民生活部次長。

○市民生活部次長（高木勝啓） 済みません、私にはどうすることもできないこともございますけれども、ただ2月に入りまして、私はあの職員の面接してまいりました。その中で、職員の考え方、今の施設の問題点、これは重々聞いてまいりまして報告させていただいております。ですから、それら面接調査によって、焦点を定めて今後の改善に努めたいと考えております。

○印部久信委員長 川上委員。

○川上 命委員 最後に言うとかけど、これ何ぼ言うてもあの人がおる限り、定年までおって、そのまま現場を仕切っていくんなら、業者も南あわじ市も、そういった人も皆これからトラブルが絶えへんと思うねん。やっぱり、現場が全然なっとらん。ごみを受けとるときもな。そういったことを、やっぱり改善していかんことにはあかんと思うねん。何ぼ事務所で偉い人おって、管理者変わっても、議会変わっても、やっぱり現場というのは一番の直接のなにやから。そういったことをちゃんとして、もう変えて言いよるって、南あわじ市の議会からある人は言いよるって、川上なら川上言うのとると、もう変えと、どうですか。

○印部久信委員長 市民生活部次長。

○市民生活部次長（高木勝啓） そのお答えは差し控えさせていただきたいと思うんですけど。ただ、本当に改善せないかんというのが、やはり個別に明らかになってきておりますので、その辺はまず人を変えるっていうんじゃなしに、その人の考え方をやはり早急に考え直していただいて、やはり今度5万人の扱うごみが10万人になる、この10万人のための施設やということをもまず認識から変えていただきたいということで申し上げて、今後の改善にいち早く努めたいと思います。

○川上 命委員 よろしゅうお願いします。

○印部久信委員長 谷口副委員長。

○谷口博文副委員長 私も、関連で言わせてもらうねんけど、今回南あわじ市の八木の処理施設の職員が3名行きますわね。そのときに、現場責任者的な地位に、うちの南あわじ市から行ったやつがいかなんだら冷遇されるような、洲本市の今までのプロパーの何と

かいう、今、川上委員が言いよったような、そんなんが中心になるようなことでなしに、南あわじ市から3名行つとる人らが、その中心になれるようなポストをぜひ確保していただきたい。でないと、今までおったような職員、南あわじ市から八木で一生懸命頑張つとる人らに向いて冷遇されるようなことになったら、私としても黙っておられへんさかい、その辺だけしっかりと、責任者対等というか、その辺のポストに南あわじ市から行ったやつそこへつけてくださいよ。それでないと、一方的に改善はできへんと思うんで、その辺よろしくをお願いします。

○印部久信委員長 市民生活部次長。

○市民生活部次長（高木勝啓） それは、私どもの派遣する候補者を、今、選定をして、おおむね決定をしてるわけなんですけれども、その3名の實力、資格、経験、そのまづごみの処理施設の技術管理者、これはやはり経験と学識と試験の合否、これ3名ともっております。わかりました、努力させてもらいます。

○印部久信委員長 ほかに。
木場委員。

○木場 徹委員 副市長にお尋ねします。

今回、これ直接規約と関係ないんですけども、八木の寺内の焼却場が閉鎖されて、そのうち3名がやまなみに行くと。あとの臨時雇用とか、そういう関係の人から、洲本市でなしに南あわじ市の職場で引き続いて雇用するというようなこと聞いてるんですが、その辺はうまくいったんですか。

○印部久信委員長 川野副市長。

○副市長（川野四朗） 正規の職員は3名行って、2名はこちらに残りますので、別な仕事もしていただきます。あと、嘱託とか臨時とかいうような方が5名おったわけなんです、その方々につきましては、本来仕事もうなくなるというようなことで、なかなか次の仕事をお世話できにくかったんですが、皆さん方努力していただいて、3年間に限り、今の市のどこかでその職務を探して、補償しようということを今考えておるところでございます。場所ももう提示はしてると思いますが、本人たちとも相談をした上で、御了解をいただいておりますので、嘱託、臨時の方については、3年間我々のほうでは補償いたしますということをお話しております。ただ、1人その中で「もうやめたい」という申し出があったようでございますので、結果的に4人になるのかなと思います。

○印部久信委員長 よろしい。
木場委員。

○木場 徹委員 やめたいというのは、個人から申し出があったんですか。

○印部久信委員長 市民生活部次長。

○市民生活部次長（高木勝啓） その5名の方については、今の職場が閉鎖されるので、それぞれの配属先を提案させていただいて、先ほど申しましたように、3年間今の現給補償を持って、いかがですかという説明の中で、これは部長と私が説明にあがった中で、その職場は御辞退申し上げますというようなことでもございました。それはどういう意味ですかということ再度尋ねたところ、仕事をやめたいというようなことでもございましたので、残念ながらそのような結果となっております。

○印部久信委員長 よろしい。
ほかに。
阿部委員。

○阿部計一委員 委員長、先ほどから吉田委員、原口委員の意見いろいろ、均等割、人口割でいくというような話もあったわけですが、これは一理あると思うんよな。今すぐに、いつまでということは、また議会もあるねんけども、このうちの委員会としては、ある程度の時期というのはやっぱり決めて、それでその調整を図ってやっていくということを、これは委員長ね、委員会の意見としてまとめて、もちろん今後の議会ではそれを徹底してやっていくと。それで、これはすぐにそうはいかんと思うんで、ある程度時期を決めて、そうでないとやね、やっぱりごみは少ないのに余計分担金払いよるねん、これは矛盾しと思うんで、その辺。ただ、ここだけの意見やと思わんと、これは産業厚生常任委員会全体の意見やという形で受けとめといてほしいと思いますんで、これは議会でもた発言しますけども、そういう心づもりを一つお願いしたいと、委員長、そういうことでお願いしたい。

○印部久信委員長 わかりました。
原口委員。

○原口育大委員 1点だけ。八木の寺内は、閉鎖された跡地というか、どういうふう

なっていく予定なのか、わかる範囲でお願いします。

○印部久信委員長 市民生活部次長。

○市民生活部次長（高木勝啓） 今まだ操業しておりますので、跡地のほうまでまだ手が回ってないのが現状です。ただ、市内の公の施設の検討委員会等でも、全体をもって再利用を考えていこうという検討会もありますし、また地元の方々の意見では、何かその方向が決まったら報告してくださいというような御意見もございますので、その辺は市全体を考えながら、また地元の御意見も賜りながら進めていきたいと考えております。

○印部久信委員長 よろしいですか。

ほかにございませんか。

吉田委員。

○吉田良子委員 今、阿部委員からも言われてた、そのごみの量によって分担金を決めるということを、やはり議会としても附帯決議なり何なりして、きっちりしておいたほうがいいのではないかと思うんですけど、そこら辺諮っていただきたいと思います。

○印部久信委員長 これは、委員の皆さん。今ちょっと、吉田委員のことについて諮っておるんですが。

柏木委員。

○柏木 剛委員 全く私はそのとおりだと思います。今まで、高木次長が前年比98とか何とかって、いろいろ現状から1万2,000トンがどうなったという話をやって、「ああええことや、ええことや」って、みんなが頑張った成果が出とんなどということやってきたんですよ。だから、ぜひともその結果は何かの格好で反映する、均等割じゃあやっぱり私は納得できない部分があるんで、ぜひとも今の話には、議会に対してね、ぜひともそんな方向、たちまちこれは、まだ今の規約のすぐさま規約改正というわけにいかんと思いますけども、ぜひともそんな方向だけはお願ひしたいと思います。

○印部久信委員長 原口委員。

○原口育大委員 私も賛成で、あと討論で言おうかと思ったんですけど、附帯決議ぜひつけていただいて、出していただけたらなと思います。

○印部久信委員長 そしたら、この取り扱いは、附帯決議をつけるということでやると。
 そしたら、ほかに質疑はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○印部久信委員長 これより、委員間討議を行います、何か御意見ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○印部久信委員長 委員間討議がございませんので、これより採決を行いたいと思いま
 すが、御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○印部久信委員長 異議がございませんので、これより採決を行います。
 議案第33号、洲本市・南あわじ市衛生事務組合規約の一部変更について、原案のとおり
 可決すべきものと決定することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙 手 多 数)

○印部久信委員長 挙手多数であります。
 よって、議案第33号は、原案のとおり可決すべきものと決定をいたしました。
 暫時休憩します。

(休憩 午前10時42分)

(再開 午前11時02分)

○印部久信委員長 それでは、再開します。
 本案に対しまして、吉田委員ほか5人から附帯決議案が提出されました。
 吉田委員から、附帯決議案の趣旨説明を求めます。

○吉田良子委員 議案第33号、洲本市・南あわじ市衛生事務組合規約の一部変更につ
 いてに対する附帯決議。
 組合経費の負担割合については、2年を目途にごみの搬入量による従量制の導入を図ら

りたい。ということで、出していきたいと思います。よろしく願いいたします。

○印部久信委員長 附帯決議について、質疑のある議員は御発言を願います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○印部久信委員長 質疑がございませんので、質疑を終結します。

これより採決を行いたいと思いますが、御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○印部久信委員長 異議がございませんので、これより採決を行います。

本案に対し、お手元に配付の附帯決議を附することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙 手 多 数)

○印部久信委員長 挙手多数です。

よって、お手元に配付の附帯決議を附することに決しました。

お諮りいたします。

3月6日の本会議における委員長報告について、どのようにしたらよろしいでしょうか。

(「委員長・副委員長に一任」と呼ぶ者あり)

○印部久信委員長 それでは、そのようにさせていただきます。

これをもちまして、本日の委員会を閉じたいと思います。

御苦労さんでした。

(閉会 午前11時04分)

委員会条例第30条の規定により、ここに署名する。

平成26年 2月27日

南あわじ市議会産業厚生常任委員会

委員長 印 部 久 信